

吉野ヶ里町定住奨励金要件確認書

①基本額(年齢制限なし) 住宅の敷地の取得に要した経費(消費税及び地方消費税を除く。)又は 5万円のいずれか低い額		万円
基本額対象者の要件		
☐	申請日時点で自己及び配偶者が双方ともに奨励金の対象となる住宅に住所を定めており、申請日 が対象住宅に 双方が住所を定めた日(住民票の異動日)から1年以内の者	
☐	自己又は配偶者が住宅の契約者であること。	
☐	夫婦のいずれもが過去に 吉野ヶ里町定住奨励金の支給を受けていないこと。	
☐	住宅に居住する全員が 町税等租税公課を滞納していないこと。	
☐	配偶者とともに奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日 (住民票の異動日)から 5年以上吉野ヶ里町内に定住する者 であること。	
☐	奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日(住民票の異動 日)から遡って1年以内に、対象住宅の所在地に自己及び配偶者のいずれもが住所を定めたことが ないこと。	
☐	住宅に居住する全員が吉野ヶ里町暴力団排除条例(平成24年吉野ヶ里町条例第1号)第2条第3号 に規定する 暴力団員等でないこと。	
基本額対象住宅の要件		
☐	居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用に供する部分の 床面積の合計が50平方メートル以 上のもの	
☐	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。	
☐	昭和56年6月1日以前に建築された住宅 については、現行の 耐震基準に適合していることを証明で きること。	
☐	奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が 住所を定めた日(住民票の異動 日)からさかのぼって1年以内に取得したもの	
☐	公共事業による 補償での取得でないもの	
若年者を対象とした加算の要件 奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日 (住民票の異動日)において、自己及び配偶者がともに45歳未満の者		
②若年加算金 基本額に加え、45歳未満の対象者に 10万円の加算 30歳未満の対象者に 20万円の加算		万円
若年加算金の要件		
☐	自己及び配偶者がともに入居日において、45歳未満の場合 10万円を加算 30歳未満の場合 20万円を加算	
③転入加算金 基本額に加え、町外からの転入者に 10万円の加算		万円
転入加算金の要件		
☐	自己及び配偶者が対象住宅に係る 請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内に 本町内に住所を定めたことがない者 である場合 10万円を加算	
④子育て加算金 基本額に加え、中学生以下の子ども一人につき 5万円を加算 対象の子ども的人数が3人以上の場合、さらに3人目以降の人数×5万円を上乗せ		万円
子育て加算金の要件		
☐	申請者又はその配偶者とともに 対象住宅に入居した中学生以下(奨励金の対象となる住宅の 所在地に申請者及び偶者の双方が住所を定めた日(住民票の異動日)時点)の申請者又はそ の配偶者の子一人につき5万円を加算 さらに、対象の子どもが 3人以上の場合、3人目以降は5万円を上乗せ	
【合計】支給額 ①基本額と②若年加算金と③転入加算金と④子育て加算金 の合計額が 定住奨励金の支給額です。 ※支給額の 30%は「よしのがり商品券」 でのお渡しとなります。		合計 万円

定住奨励金必要書類

☒	必要書類	備考
☐	住宅に居住する 世帯全員の住民票謄本(個票) 発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの	吉野ヶ里町住民課で取得(原本) 世帯全員が新住所への住民票異動届出終了後に取得してください。
☐	住宅に居住する 全員の (申請日の属する年度の4月1日において18歳以上のものに限る。) 町税等租税公課に滞納のないことを証明する書類 (発行後3ヶ月以内のものに限る。ただし、学生にあっては、在学証明書等に代えることができる。)	吉野ヶ里町住民課で取得(原本) 世帯員で申請日の属する年度の4月1日において18歳以上の方、全員分。
☐	住宅に係る 売買契約の日の前日から遡って3年間の自己及び配偶者の 居住地が分かる 戸籍の附票 (転入加算金を申請する場合)	【45歳未満かつ転入加算金対象者のみ】 本籍地で取得(原本) 夫婦ともに住宅に係る売買契約の日の前日から遡って3年以内に吉野ヶ里町に住所を定めたことがないことの書類になります。 婚姻・転籍等により3年前の住所が記載されていない場合は、それより前の戸籍の附票が必要となる場合がありますのでご注意ください。
☐	住宅の敷地に係る 土地の全部事項証明書 (所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)	法務局で取得(原本) 所有権が申請者又は配偶者様になった後の土地の全部事項証明書
☐	土地及び住宅の請負契約書又は売買契約書の写し	住宅メーカー、不動産業者等からもらう(写し) 契約金額、契約日及び契約者がわかる部分
☐	住宅の 案内図、配置図 及び各階 平面図 (間取り図)	住宅メーカー、不動産業者等からもらう(写し) 案内図:住宅の場所がわかる図面 配置図及び各階平面図:各階の間取りがわかる書類
☐	建築基準法に基づく 検査済証 の写し又は第4条第1項第3号に規定する現行の耐震基準に適合していることを証明する書類	住宅メーカー、不動産業者等からもらう(写し) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅については 建築基準法に基づく検査済証 昭和56年6月1日以前に建築された住宅については 現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
☐	誓約書(様式第2号)	町のホームページでダウンロードするか、企画調整課(三田川庁舎)で取得し、 項目を全て確認、チェック☑して夫婦それぞれ署名捺印 する。
☐	奨励金(支給額の70%)を振り込む銀行等の口座番号及び名義人がわかるものの写し	口座番号及び名義人等がわかるもののコピー (例: 通帳のコピー、キャッシュカードのコピー)

確認項目

申請者名	
申請者の連絡先	

よしのがり商品券(支給額の30%)の内訳(半分が1万円券(端数切上)、残りが500円券での支給となります)

【例】支給額25万円の場合:25万円×30%=7万5千円分の商品券→**1万円券4枚、500円券70枚**で支給

※「よしのがり商品券」の有効期限は半年間です。ご利用の際、おつりは出ませんのでご注意ください。

500円券 ×		枚 =		円
10,000円券 ×		枚 =		円
計				円